

## 地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案の パブリックコメントについて

「地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案」に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)の期間中に区へ寄せられたご意見と、ご意見に対する区の考え方をお知らせします。

### 1 意見の募集期間

令和7年9月19日(金)から10月10日(金)まで

### 2 意見数等

(1)意見者数 3名(内訳:電子申請3名) (3)区ホームページ閲覧数 270回  
(2)意見数 10件 (4)SNS(X)反応数 272回(いいね、リツイート、URLクリック数)

### 3 提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

#### ①改正素案に関するご意見

対象	No.	意見要旨	区の考え方
条例	1	SDGsは国連によって採択された開発目標であるが、条例において引用するのは、やや大衆的、流行的な表現で好ましくないように思う。持続可能な開発に基づいたまちづくりを大田区で行っていくというのであれば、SDGsという国際目標の話を使わず「持続可能な開発」とだけ述べれば十分ではないか。どうしてもSDGsというキーワードを条例に入れるというのであれば、具体的にSDGsのどの目標、達成基準、指標などに基づいたまちづくりを目指すのかを示す等、より意図が明瞭に伝わるような表現が必要と感じた。	SDGsは、国際社会が2030年に向けて共通して取り組むべき普遍的な目標と認識しております。区では、持続可能なまちづくりを進めるための重要な指針としてSDGsを位置づけしており、SDGsの達成に向けて特に優れた先導的な取組を行う都市として、2023年度には「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にW選定されました。具体的なSDGs目標との関連については、条例のパンフレットやホームページなどにおいて、表現の工夫を図ってまいります。
	2	SDGsの記載について、SDGsが2030年までの目標であることを踏まえると、2030年までにはまた条例を変える予定があるという意図があるのか。	SDGsは2030年までの目標である一方で、「持続可能な開発」という理念自体は2030年以降も継続して重要なものと考えています。区ではこれまでも社会情勢等を踏まえ、適宜改正を行ってきておりますが、2030年以降においても、その時点での社会情勢や区の状況等を踏まえ、必要に応じて改正を検討してまいります。
	3	SDGsの記載について、SDGsは国際的な開発目標として国家単位の取り組みを定めたものであるが、それがどのように大田区の街づくり政策に反映されるのか？	SDGsは「誰一人取り残さない」という理念のもと、国際社会全体で取り組む目標として、地方自治体を含めたあらゆるレベルでの実践が求められています。区としては、「SDGs未来都市」として、SDGsの理念を地域レベルの課題解決と重ね合わせ、持続可能なまちづくりに反映してまいります。
	4	SDGsの記載について、「SDGsに『掲げる』持続可能なまちの実現」とあるが、これはSDGsで都市の開発に関わる目標である「住み続けられるまちづくりを」にのっとったまちづくりを行うという理解でよいか。(それ以外の条項は扱わないということか。)	区が目指す「持続可能なまち」の実現は、複数の目標にまたがる総合的な目標として捉えています。区のまちづくりにおいては、これらの目標を相互に関連づけながら、区の特性や課題等に応じた施策を展開してまいります。
条例施行規則	5	子育て世帯向け住宅施策の推進について、「幼児2人同乗用自転車の駐車スペースの確保に努めるもの」とあるが、大田区としては、①自転車駐車場の中に幼児2人同乗用自転車が駐車できる広いスペースがいくつか設けられることを求めるのか？それとも、②自転車駐車場を設置するにあたり、可能な限りすべてのスペースが幼児2人同乗用自転車の駐車に適したスペースであることを求めるのか？より明確な表現であるか？	区としては子育て世帯向け住宅施策の推進に伴い、駐車スペースを設置する際には、子育て世帯の利用のしやすさを考慮し、幼児2人同乗用自転車の駐車スペースを可能な限り確保していただくことを想定しております。いただいたご意見を踏まえ、明確な表現となるよう検討してまいります。
	6	区長が指定する商店街における自動車駐車場の設置について、①隔地自動車駐車場を設置する場合、設置台数に定めはあるか？②隔地自動車駐車場は、他施設との併用しても問題ないのか？③本規定がどのように運用される想定なのか。	本規定は、自動車駐車場を敷地外に設置することが出来る規定であり、必要台数が変わるものではありません。そのため、敷地外に自動車駐車場を設置する場合であっても、本条例に規定する必要台数分を隔地や敷地内に配置していただくことを想定しております。隔地自動車駐車場は、当該事業で必要とする駐車台数分について他施設との併用は想定しておりません。本規定の運用に当たっては、敷地状況、建築物の計画、隔地自動車駐車場の設置場所や利用形態などから判断させていただきます。

②その他のご意見

対象	No.	意見要旨	区の考え方
	7	<p>移民・外国人問題に対して、多様性の名の下に、日本の文化や価値観とは異なる主張が正当化される傾向に危機感を感じている。</p> <p>日本の税金を用いて、日本人が我慢し、土葬の許可やハラル食対応などの訴えを受け入れるのは、本当に多様性の本質なのか疑問を感じる。</p> <p>羽田空港を抱えている大田区として、国際的な街であるためにも、多国籍な方々との文化的な違いをお互いに認めつつも、日本としての文化を守り、区として芯のある対応をしてほしい。</p>	<p>区では、日本人区民と外国人区民が地域社会において、相互理解を深め生活する、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めております。</p> <p>このことから、外国人区民の方に日本の生活習慣や文化、マナーを知っていただくため、外国語版「くらしのガイド」を6言語にて作成し、大田区に転入された外国人向けに配布するとともに、ホームページにも掲載し啓発に取り組んでいます。</p> <p>なお、例示いただいている「土葬」については、区内に土葬を許可している地域はありません。『大田区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則』の第7条に記載されているとおり、大田区全域を土葬禁止区域としています。</p> <p>引き続き、外国人区民に対し、例えばごみの出し方など、区内での生活ルールの周知等を進め、すべての区民がともに安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>
	8	<p>公共の場(道端など)での礼拝行為を禁止し、モスクや家庭内に限定してほしい。</p> <p>交通や緊急車両の通行を妨げる可能性がある。</p>	<p>いただいたご意見については、警視庁をはじめ関係機関と適切に情報共有し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。</p>
その他	9	<p>治安、防災、生活など、全てに外国人との関わり方が関係していると考えている。</p> <p>外国人が増えることと、生活が脅かされることがイコールにならないよう、安心して暮らせる大田区であるための対策を考えてほしい。</p>	<p>区では、日本人区民と外国人区民が地域社会において、相互理解を深め生活する、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めております。</p> <p>令和6年3月に策定した『国際都市おおた』多文化共生推進プランでは、「多様な文化を理解し合い、互いがつながり未来へはばたく大田区」の実現をめざし施策に取り組んでおります。</p> <p>外国人区民が増加している現状も踏まえ、引き続きこのプランに基づき、誰もが安心かつ快適に生活し、地域の中で活躍できるまちづくりを進めたいと考えております。</p>
	10	<p>地域力を活かしたまちづくりと多文化共生との整合性はどのように調整するのか。</p> <p>地域力を活かすのであれば、地域の伝統文化に立脚した競争力の保全、発掘、促進を果たすべきと考えるが、</p> <p>区が表明している多文化共生は、中小企業の短期的かつ安価な労働力補填を移民促進によって補う方策のような印象を受けるが、それは社会混乱を招くと思う。</p> <p>多文化共生は、国際情勢の理解とともに、現地での人材育成支援を地道に行う以外に無いと考える。</p>	<p>区では、外国人区民も日本人区民も「生活者」としてともに理解し合い、力を合わせて地域をつくっていく「地域力」という社会、多文化共生社会の実現に向け、平成21年度に「多文化共生推進プラン」を策定し、現在は令和6年度から5か年を計画期間とするプランに基づき多文化共生推進施策に取り組んでおります。</p> <p>プランにおいては、地域の力を結集し、誰もが笑顔で、安心かつ快適に生活することができるまちの実現をめざすため、施策の柱の一つとして「国際理解・国際交流の推進」を掲げ、日本人区民と外国人区民との異文化交流等に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、このプランに基づき、日本人区民と外国人区民が地域生活において、相互理解を深められるよう、多文化共生に向けた取組を進めたいと考えております。</p>